

「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」

第33回委員会の開催結果について

当事務所では、成瀬ダム建設地及びその周辺地域における、ワシタカ類を始めとする猛禽類の調査をおこなっています。調査及び保護保全対応については平成10年1月に設立した「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」（委員長：小笠原嵩秋田大学名誉教授）の指導・助言をいただきながら進めています。

11月8日、大仙市内において「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」（第33回）を開催し、令和5年の生活サイクルの調査結果と令和4年の生活サイクルの保全対応方針・調査方針について報告・提案を行い、ご意見をいただきました。

＜調査結果の概要＞

- イヌワシは、繁殖を確認し、幼鳥1羽の巣立ちが確認された。
- クマタカの生活行動圏は過年度調査と大きく変化はなかった。
- クマタカ2ペアの繁殖を確認し、幼鳥各1羽ずつの巣立ちが確認された。
- その他の猛禽類では、ハチクマ（ヒナ1羽）、サシバ（ヒナ3羽）、ハイタカ2ペア（ヒナ計5羽）の巣立ちを確認した。

議事要旨

（1）イヌワシ・クマタカの調査結果について

○事務局報告

- ・令和5年の生活サイクルにおけるイヌワシ・クマタカ等の現地調査結果について報告を行った。（調査結果：別紙補足資料－1参照）

○審議概要

- ・令和5年度の工事実施による令和5年サイクルにおける繁殖活動への直接的な影響は無かったと判断される。

（2）今後の保護保全対応方針

○事務局報告

- ・今後の保護保全対応方針について説明をおこなった。

○審議概要

- ・工事箇所周辺における繁殖活動に関するモニタリングを引き続き実施する。
- ・工事による繁殖活動への影響が予想される場合には、委員会での意見を踏まえ、必要に応じ保護方策を実施する。

（3）今後の調査方針について

○事務局提案

- ・今後の調査方針について提案をおこなった。

○審議概要

- ・事務局の調査方針を承認。新たな事実を確認した時など随時報告し、当委員会から指導を得たうえで対応する。

《発表記者會》

秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社（大曲支局、湯沢支局）
日刊秋田建設工業新聞、建設新聞社秋田支局

【問合せ先】

国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所
〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1
電話番号 0182-23-8438
調査設計課長 木村 博英 （内線 351）
調査係長 阿部 伸太郎 （内線 352）

イヌワシ・クマタカに関する調査資料

成瀬ダム建設地周辺※を中心とした地域を対象に調査を実施し、これまでにイヌワシ 1 ペア、クマタカ 3 ペア(クマタカ a、クマタカ b、クマタカ c とする)を確認している。令和 5 年の調査内容としては、専門家による指導のもと、定点調査(令和 4 年 11 月～令和 5 年 10 月まで 60 日間、450 時間)、営巣地調査(7 日間)を実施した。

以下に、つがい別の令和 5 年調査における主な結果を示す。

※成瀬ダム建設地周辺：別紙補足資料－ 2 参照

●工事状況

- ・令和 5 年度は工事最盛期であり、工事が順調に進捗していることを確認した。

●令和 5 年調査結果

<イヌワシ>

- ・巣内でヒナ(1羽)を確認した。
その後、幼鳥の巣立ち(飛翔)が確認された。

<クマタカ(a)ペア>

- ・繁殖活動は確認されなかった。
- ・令和 4 年生まれの幼鳥が引き続き確認されている。

<クマタカ(b)ペア>

- ・巣内でヒナ(1羽)を確認した。
その後、幼鳥の巣立ち(飛翔)が確認された。

<クマタカ(c)ペア>

- ・巣内でヒナ(1羽)を確認した。
その後、幼鳥の巣立ち(飛翔)が確認された。

<その他の猛禽類>

- ・ハチクマ(1羽)、サシバ(3羽)、ハイタカ(計 5 羽)の幼鳥の巣立ちを確認した。



写真1 イヌワシペア成鳥♂個体
(令和4年12月7日撮影)



写真2 イヌワシペアの幼鳥
(令和5年7月4日撮影)



写真3 クマタカbペアの幼鳥
(令和5年10月10日撮影)



写真4 クマタカcペアの幼鳥
(令和5年10月11日撮影)



調査位置図(成瀬ダム建設予定地周辺)

「第33回 成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」

令和5年11月8日(木)

大曲エンパイヤホテル

2F桔梗の間13:00～15:30

議 事 次 第

1. 令和5年の生活サイクルにおける調査報告

(1) イヌワシ・クマタカの確認状況

(2) 令和5年の保護保全方策

2. 今後の工事予定及び保護保全方策、調査計画

(1) 今後の工事予定

(2) 今後の保護保全方策、調査計画

エ. 公表についての取り扱い -50 頁-

一般にイヌワシの生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰返し、イヌワシの行動や繁殖を阻害することが危惧される。従って、営巣場所等の公表については以下の配慮が望まれる。

イヌワシの巣は岩場にあることが多く、概略の巣の位置を公表しても直ちに特定される可能性が高いため、営巣場所は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。また、背景の山の姿等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。調査結果の報告書を公表する場合は、営巣場所や営巣中心域等が特定されないように表現方法にも十分配慮することが必要である。なお、すでに多くの人々に知られている場所についてはこの限りではないが、その場合であっても詳細な場所の公表は控える。

必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝え、うえてイヌワシ保護への協力を依頼する。また、マスコミには取材の制限等についても協力を依頼することが必要である。

エ. 公表についての取り扱い -62 頁-

一般にクマタカの生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰返し、クマタカの行動や繁殖を阻害することが危惧され、また実際に行動パターンが変化した事例も見られている。従って、営巣場所等の公表については以下の配慮が望まれる。

営巣場所は原則として自然保護行政機関等以外には非公開とする。また、背景の山の形状等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとする。調査結果の報告書を公表する場合は、営巣場所や営巣中心域等が特定されないように表現方法にも十分配慮することが必要である。なお、すでに多くの人々に知られている場所についてはこの限りではないが、その場合であっても詳細な場所の公表は控える。

必要に応じ、関係行政機関、警察、土地所有者等には部外秘である旨を伝え、うえてクマタカ保護への協力を依頼する。また、マスコミには取材の制限等についても協力を依頼することが必要である。

(「猛禽類保護の進め方(改訂版)」平成24年12月環境省自然環境局野生生物課より)